

○大野城市公共事業入札等公表要綱（平成15年6月4日要綱第27号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市発注の公共事業に関し、入札及び契約手続等を透明で公正なものとするため、入札及び契約手続等に係る情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

（公表の対象）

第2条 公表の対象は、工事、測量・設計等業務及び役務の提供、物品購入、使用料・賃借料等とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号の規定に基づく随意契約によるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共事業であつて行為を秘密にする必要があると認めるものを除く。

（公表の内容）

第3条 一般競争に付した場合は、次の各号に掲げる事項を公表する。

- (1) 競争参加資格確認申請書を提出した業者名
 - (2) 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由
 - (3) 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約によることとした場合においては、契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）
 - (4) 予定価格及び最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）
 - (5) 契約の内容
 - ア 契約の相手方及び住所
 - イ 契約の名称、場所、種別及び概要
 - ウ 着手時期及び完成時期
 - エ 契約金額
 - (6) 契約金額を変更した場合は、前項イからエまでの事項及び変更理由
- 2 指名競争に付した場合は、次の各号に掲げる事項を公表する。
- (1) 指名業者名及び理由
 - (2) 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約によることとした場合においては、契約の相手方及び契約金額
 - (3) 予定価格及び最低制限価格
 - (4) 契約の内容
 - ア 契約の相手方及び住所
 - イ 契約の名称、場所、種別及び概要
 - ウ 着手時期及び完成時期
 - エ 契約金額
 - (5) 契約金額を変更した場合は、前項イからエまでの事項及び変更理由
- 3 随意契約（施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約を除く。以下同じ。）によることとした場合は、次の各号に掲げる事項を公表する。
- (1) 選定理由
 - (2) 予定価格及び最低制限価格
 - (3) 契約の内容
 - ア 契約の相手方及び住所
 - イ 契約の名称、場所、種別及び概要
 - ウ 着手時期及び完成時期
 - エ 契約金額
 - (4) 契約金額を変更した場合は、前項イからエまでの事項及び変更理由
一部改正〔平成18年要綱5号〕

（公表の時期）

第4条 一般競争に付した場合は、次の各号に掲げる事項を当該各号に定める時期に公表する。

- (1) 前条第1項第1号から第3号まで 落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表する。
- (2) 前条第1項第4号 大野城市財務規則（昭和53年規則第3号）第89条第1項ただし書の規定

に基づき、入札公告時に公表する。

(3) 前条第1項第5号 契約の締結後速やかに公表する。

(4) 前条第1項第6号 変更契約の締結後速やかに公表する。

2 指名競争に付した場合は、次の各号に掲げる事項を当該各号に定める時期に公表する。

(1) 前条第2項第1号及び第2号 落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表する。

(2) 前条第2項第3号及び第4号 契約の締結後速やかに公表する。

(3) 前条第2項第5号 変更契約の締結後速やかに公表する。

3 随意契約によることとした場合は、次の各号に掲げる事項を当該各号に定める時期に公表する。

(1) 前条第3項第1号から第3号まで 契約の締結後速やかに公表する。

(2) 前条第3項第4号 変更契約の締結後速やかに公表する。

一部改正〔平成19年要綱29号〕

(公表の場所)

第5条 公表は、財政課及び市ホームページにおいて行い、市民、業者等の閲覧に供する。

2 第3条第1項第4号の事項は、公告の場所においても公表する。

一部改正〔平成19年要綱29号〕

(公表の期間)

第6条 公表の期間は、一般競争入札又は指名競争に付した場合は入札を執行した日の属する年度及び翌年度、随意契約によることとした場合は契約を締結した日の属する年度及び翌年度とする。

2 前条第2項による公表は、公告の期間内とする。

3 変更契約を締結した場合は、変更契約を締結した日の属する年度及び翌年度とする。

(予定価格及び最低制限価格の公表)

第7条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、予定価格及び最低制限価格の公表は、工事のみを対象とする。

一部改正〔平成18年要綱5号・19年29号〕

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。